

補助第229号線の都市計画変更について

1 概要

令和元年11月に策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線（以下「補助第229号線」という。）の一部区間については計画の変更（現道合わせ）を行うこととした。

これに基づき、東京都は補助第229号線の一部区間の幅員を変更する。

2 都市計画変更案の概要

- (1) 変更区間：練馬区下石神井四丁目（補助第76号線）
～杉並区井草五丁目（杉並区道1904号線付近）
- (2) 延長：約660m
- (3) 変更概要：幅員の変更（20m → 17m）

3 これまでの経過と今後の予定

令和元年11月	「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」策定（「計画の変更（現道合わせ）」とする区間とした。）
令和4年2月5日～18日	都市計画変更素案の説明資料等の公開（東京都）
2月5日～21日	都市計画変更素案の質問受付（東京都）
2月5日	都市計画変更素案のオープンハウス開催（東京都）
3月17日	練馬区都市計画審議会へ変更素案を報告
5月31日	東京都から意見照会
6月9日～23日	都市計画変更案の公告・縦覧、意見書受付（東京都）
7月20日	練馬区都市計画審議会へ諮問
8月	東京都へ意見回答
9月2日	東京都都市計画審議会へ付議（東京都）
10月	都市計画変更・告示

4 議案

議案第 479 号 東京都市計画道路の変更（東京都決定）

〔幹線街路補助線街路第 229 号線〕

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 都市計画の案の理由書 | P 3 |
| (2) 計画書 | P 4 |
| (3) 総括図 | P 5 ～ 7 |
| (4) 計画図 | P 9 |

都市計画の案の理由書

1 種類・名称

東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第229号線

2 理由

幹線街路補助線街路第229号線（以下「補助第229号線」という。）は、練馬区旭丘一丁目を起点とし、練馬区関町南四丁目を終点とする、延長約10.2キロメートルの路線である。

補助第229号線のうち、練馬区下石神井四丁目から杉並区井草五丁目までの約660メートルの区間（以下「当区間」という。）は、令和元年11月に東京都・特別区・26市2町で策定した「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」において、概成道路となっている区間を対象とし、都道における道路構造の技術的基準に関する条例（平成24年東京都条例第147号）（以下「道路構造条例」という。）等における現道幅員や道路構造条例等以外の地域の実情による評価を行ったところ、歩道部と車道部を合わせた現道の総幅員が評価幅員以上、かつ、歩道部及び車道部のそれぞれの現道幅員が評価幅員以上であることを満たしていること等が確認されたため、現道合わせとして都市計画変更を行う区間とした。

このため、補助第229号線のうち、当区間の一部幅員を変更する。

東京都市計画道路の変更（東京都決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第 229 号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	補 229	補助線街路第 229 号線	練馬区旭丘一丁目	練馬区関町南四丁目	杉並区井草三丁目	約 10, 220m	地表式		20m	西武鉄道新宿線と立体交差 1 か所 自動車専用道路と立体交差 1 か所 幹線街路環状第 7 号線と立体交差 幹線街路放射第 35 号線と立体交差 幹線街路環状第 8 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 11 か所	
	その他										

「区域及び構造は、計画図表示のとおり」

理由：当区間において、必要な都市計画道路の幅員が確認されたことから、一部幅員を変更する。

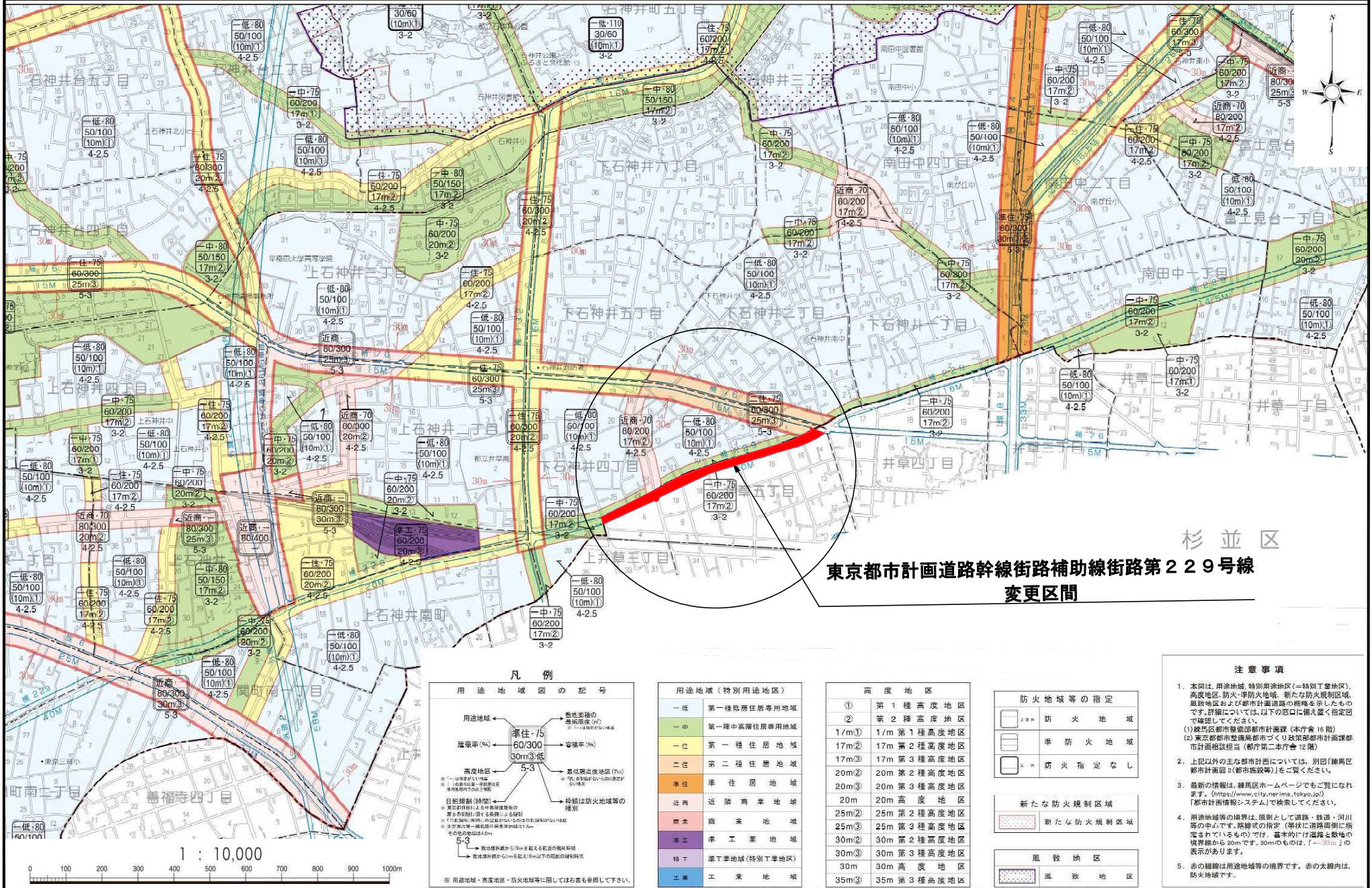
変更概要

名称	変更概要
補助線街路第 229 号線	1 一部幅員の変更 20m→17m（練馬区下石神井四丁目～杉並区井草五丁目 延長約 660m）

東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線 総括図

〔東京都決定〕

縮尺 一万分の一



東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線
変更区間

凡例

用途地域図の記号

用途地域

準住・75
60/300
30m③低

容積率(%)

高度地区

日影規制(時帯)

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に關しては表裏も参照して下さい。

用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
特工	準工業地域(特別工業地区)
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m 第1種高度地区
17m②	17m 第2種高度地区
17m③	17m 第3種高度地区
20m②	20m 第2種高度地区
20m③	20m 第3種高度地区
20m	20m 高度地区
25m②	25m 第2種高度地区
25m③	25m 第3種高度地区
30m②	30m 第2種高度地区
30m③	30m 第3種高度地区
30m	30m 高度地区
35m③	35m 第3種高度地区

防火地域等の指定

■	防火地域
□	準防火地域
□	防火指定なし

新たな防火規制区域

■	新たな防火規制区域
---	-----------

風致地区

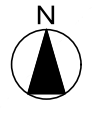
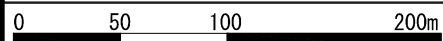
■	風致地区
---	------

- 注意事項**
- 本図は、用途地域、特別用途地区(=特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の境界を示したものです。詳細については、以下の窓口に係る図や指定図を確認してください。
(1) 練馬区都市整備部都市計画課(本庁舎16階)
(2) 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課都市計画担当(都庁第二本庁舎12階)
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページでもご覧いただけます。(https://www.city.nerima.tokyo.jp)「都市計画情報システム」で検索してください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路、鉄道、河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)は、基本的に道路と地域の境界線から30mです。30mのものは、「=30m」の表示がありません。
 - 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。

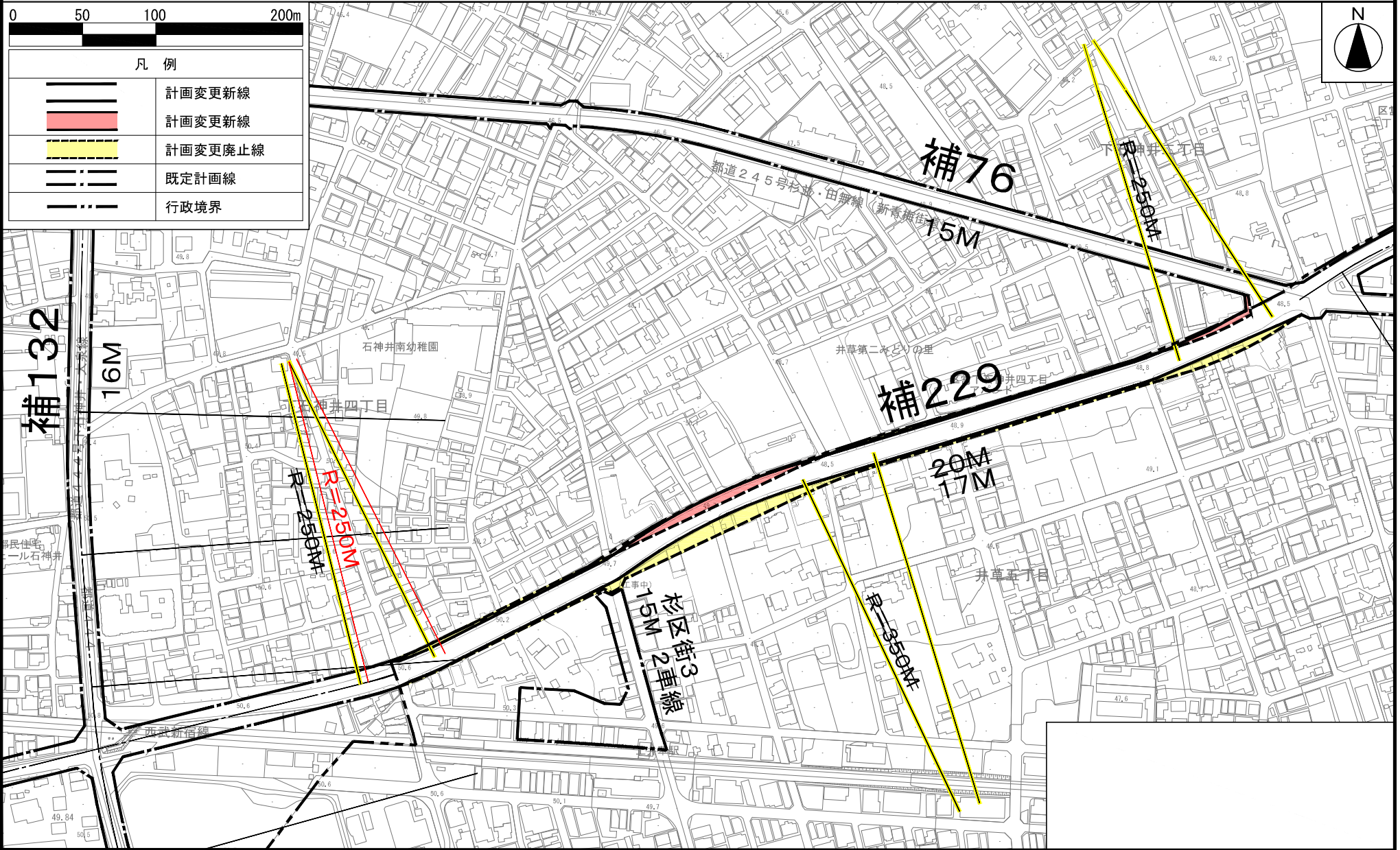
東京都市計画道路幹線街路補助線街路第229号線 計画図

[東京都決定]

縮尺 二千五百分の一



凡 例	
	計画変更新線
	計画変更新線
	計画変更廃止線
	既定計画線
	行政境界



この地図は、国土地理院長の承認（平24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（2都市基交第620号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 （承認番号）2都市基街都第178号、令和2年9月16日
 この図面は平成24年に実施した航空測量を基に作成されているため、現在の土地利用が反映されていない場合がある。